

文書名	J A S規格内部基準
管理番号	C 1 3 - 0 4
承認日	2018年3月11日

有機農産物の日本農林規格の内部基準

A 緩衝地帯

1. 隣接地

A-1-1 有機ほ場の隣接地が肥料、土壌改良資材または農薬（別表1および別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）によって汚染されていないと認められる場合には、緩衝地帯を設ける必要はない。その場合、J A S法による認証ほ場であることを原則とするが、未認証ほ場である場合は当該隣接ほ場において有機農産物の日本農林規格に従った栽培がなされていることを事業者自身が確認することをもって担保とする。

A-1-2 認証ほ場の隣接地で使用禁止資材が使用される場合には、隣接地との間に幅1メートル以上の緩衝地帯を設けるものとする。ただし、隣接地との間に緩衝地帯になると認められる道路等が存在している場合には、当該道路等の幅を緩衝地帯に算入することができる。

A-1-3 緩衝地帯の幅を1メートル以上とすることができない場合、背の高い作物を植えたり、防風ネットを設置する等、使用禁止資材の飛来の防止を図る措置を講じていると認められる場合には、A-1-2に規定する緩衝地帯の幅よりも狭くすることができる。

A-1-4 認証ほ場に隣接する使用禁止資材を使用しているほ場が認証ほ場より高い位置にあたり、当該ほ場から認証ほ場に向けて恒常的に吹く風がある等、使用禁止資材の飛来の可能性が通常よりも高いと認められる場合には、A-1-2に規定する緩衝地帯に加えて、使用禁止資材の飛来の可能性を抑制するためにより積極的な措置がとられなければならない。

A-1-5 認証ほ場に隣接する使用禁止資材を使用しているほ場が認証ほ場より低い位置にあり、使用禁止資材の飛来の可能性が通常よりも低いと認められる場合には、A-1-2に規定する緩衝地帯の幅よりも狭くすることができる。

A-1-6 隣接ほ場が果樹園の場合、以下の基準を適用する。

基本／果樹の樹高＝緩衝地帯

隣地が認証ほ場より低い場合／果樹の樹高－土地の高低差＝緩衝地帯

隣地が認証ほ場より高い場合／果樹の樹高＋土地の高低差＝緩衝地帯

※樹高はおおむねの高さとし、樹高がわからない場合は3メートルとする。

これ以外のほ場ごとによる差異は各ほ場の条件ごとに判定会が判断する。

A-1-7 認証ほ場に隣接する使用禁止資材を使用しているほ場が認証ほ場より高い位置にあり、溢水もしくは雨水等が恒常的に認証ほ場に流入する可能性が予見される場合は、溢水もしくは流

入を阻止する措置を施さなければならない。

2. 農薬空中散布実施地域

A-2-1 有人ヘリコプターによる空中散布実施地域内のほ場については、ビニールハウス、施設園芸等、完全にほ場を被覆することができるほ場についてのみ申請を受け付ける。

A-2-2 有人ヘリコプターによる空中散布実施地域に隣接するほ場については20メートル以上の緩衝地帯を必要とする。

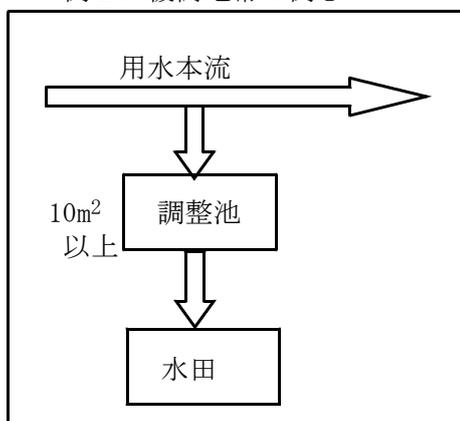
A-2-3 無人ヘリコプターによる空中散布実施地域内のほ場もしくは隣接するほ場については8メートル以上の緩衝地帯を必要とする。もしくは高さ3メートル以上の防風ネットを設置することでもよい。また有機ほ場を寒冷紗等で被覆することもできる。なおこれらの措置は空中散布実施時のみの設置でよい。

3. 水田の用水

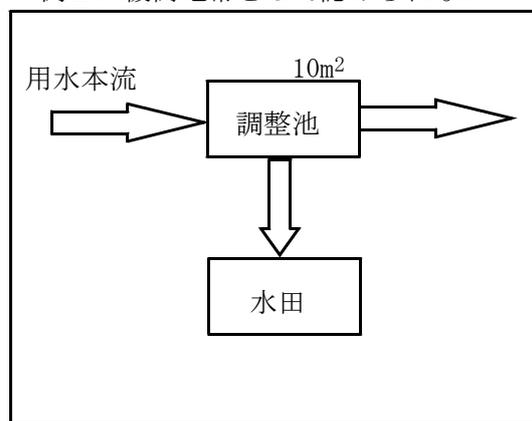
A-3-1 排水兼用水路から認証ほ場へ直接給水される場合はJAS規格第4条に規定するほ場等の条件に係る基準に適合しない。

A-3-1-2 ただし、隣接する使用禁止資材によって汚染されているほ場との間に10平米以上の緩衝地帯を設置するなど、使用禁止資材の直接の混入を防止するために必要な措置がとられていると認められる場合はこの限りではない。緩衝地帯については例1のように用水本流から分流して設ける必要があり、例2のように用水路本流に設けることはできないものとする。

例1. 緩衝地帯の例○



例2. 緩衝地帯として認められない×



4. 緩衝地帯の解除

A-4-1 上記A-1からA-3にしたがって緩衝地帯を設ける必要があったものの、後になってその必要性が消失した場合、

- ① 隣接地がJAS法による認証ほ場となった場合ただちに緩衝地帯を解除することができる。
- ② 隣接地が使用禁止資材によって汚染されていないこと（農薬空中散布などの汚染源の消失）が事業者自身の確認によって担保された場合、それ以降の調査の結果、判定会が確認の判定を下した後に緩衝地帯を解除することができる。

B 種子・苗の入手困難性

1. 有機種子・苗の入手困難性

B-1-1 有機種子・苗の入手困難性の判断においては、事業者の通常利用する種苗店で販売されていないことを目安とする。ただし事業者は購入可能かどうかを確認しなければならない。

2. 使用禁止資材によって処理されていない慣行農法による種子の入手困難性

B-2-1 使用禁止資材によって処理されていない慣行農法による種子の入手困難性の判断においては、事業者の通常利用する種苗店で販売されていないことを目安とする。ただし事業者は購入可能かどうかを確認しなければならない。

C 輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装、その他の工程

1. 使用禁止資材の保管

C-1-1 使用禁止資材は、原則として有機農産物と同一の空間に置かれてはならないが、やむをえず置かれる場合は明確な区分を必要とする。

(その他)

この基準に定めるもののほか J A S 規格内部基準に関して必要な事項は会長が別に定める。

有機加工食品の日本農林規格の内部基準

A 工場内部における使用禁止資材の使用

1. 燻蒸処理

A-1-1 有機加工食品の製造・加工を行う工場内部を使用禁止資材によって燻蒸処理する場合は当該工場内部に有機加工食品の原材料・製品・包装材等があってはならない。

A-1-2 当該工場内部を使用禁止資材によって燻蒸処理した場合は、燻蒸を始めてから有機加工食品の製造・加工を行うまで48時間を必要とする。

A-1-3 当該工場内部を使用禁止資材によって燻蒸処理した後は、有機加工食品の製造・加工に使用する機械・器具類をじゅうぶん洗浄しなければならない。

2. 液剤・粉剤処理等

A-2-1 液剤・粉剤等の使用禁止薬剤については薬剤ごとの残効期間を薬剤メーカーから情報を入手し、当該情報を考慮して使用後から有機加工食品の製造開始までの時間を認証事業者が決めて内部規程に規定することとし、必要に応じて薬剤使用箇所の洗浄等についても認証事業者が内部規程に規定することとする。

A-2-2 喫食剤については移動可能なものであれば、有機加工食品の製造開始までに取り除くことで使用可とする。

(附則)

1. この基準は2010年3月1日から適用する
2. 2012年 6月30日改定
3. 2015年 6月 9日改定
4. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効